

①山形県観光施設等経営強化支援事業助成金

②アクセシブルツーリズム推進支援事業助成金

1. 概要

県内の交通事業者の①経営強化(DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進・高付加価値化)に向けた取組み及び②アクセシブルツーリズム(ユニバーサルツーリズム)の推進に向けた取組みを積極的に行うために必要な経費に対し、助成金を交付します。

2. 助成対象者

山形県内の交通事業者(バス事業者、タクシー事業者等)

3. 事業内容

① 山形県観光施設等経営強化支援事業助成金

区分	対象事業	助成率	助成上限額 (1事業者あたり)
(1)DXの推進	デジタル技術を活用した観光客の利便性向上、周遊観光の拡大及び長期滞在につながる取組等	2/3	100万円 (150万円※)
(2)高付加価値化	高付加価値旅行者層を対象とした交通手段の充実、周遊観光及び長期滞在につながる取組に要する経費等	1/2	100万円 (150万円※)

※ 他事業者と連携した取組(面的整備)の場合、助成上限額を150万円に引上げ。ただし、助成上限引上げ要件を両方満たす場合は、どちらか一方の区分の助成上限引上げを選択すること(1事業者あたりの助成上限額は、(1)と(2)を合わせて250万円まで)。

② アクセシブルツーリズム推進支援事業助成金

区分	対象事業	助成率	助成上限額
アクセシブルツーリズム (ユニバーサルツーリズム) の推進(※)	リフト付き観光バスの導入経費 (リフト付き観光バスの購入価格と通常車両価格との差額の助成)	10/10	大型車:1,000万円 中型車: 800万円 小型車: 300万円

※ アクセシブルツーリズム…年齢や障がいの有無、国内外客等の別にかかわらず、誰もが旅を楽しめることを目指す取組み。「ユニバーサルツーリズム」の類語。

4. スケジュール

事業実施期間：助成金交付決定の日から令和8年2月28日(土)まで (①、②共通)

	実施時期
申請受付開始	令和7年4月30日(水)
申請書提出締切	令和8年1月30日(金)

※ 交付決定前に発注・契約・支出した経費及び事業実施期間の経過後に支出した経費については、助成対象外となりますので、御注意ください。

※ 県の他の補助金等に同様の申請内容で採択されている場合は、本助成金は申請できません。申請内容が異なれば、①・②両方の助成金に申請できます。

【申請・問合せ先】

山形県観光施設等経営強化支援事業助成金運営事務局・アクセシブルツーリズム推進支援事業助成金運営事務局
〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル1階 公益社団法人山形県観光物産協会内 TEL:023-647-2333